

議案第 8 4 号

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。